

篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例

条文の解説

(目的)

第1条 この条例は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、みんなが主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すものです。

【考え方】

町が、この条例を定める目的は、次のとおりです。

- ① 「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにすること。
- ② 「町民の命を守るささぐりづくり」を進めるうえで重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員等の役割と責務等を定めること。
- ③ 各々が主体となって協働し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すこと。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民の命を守るささぐりづくり 人と人との繋がりが薄れつつある現在において、様々な要因を抱え、孤立しがちな生活になっている人や世帯を孤立させることなく、必要な支援等を通して全ての町民がかけがえのない個人として尊重される篠栗町の社会づくりをいいます。
- (2) 住民 町内に在住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (3) 活動団体 町内において地縁又は目的によって組織し、公益性のある活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 町内において営利を目的として事業を行う法人その他の者をいいます。
- (5) 町 町の執行機関をいいます。
- (6) 協働 住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に協力することをいいます。

【考え方】

○第1号関係

「町民の命を守るささぐりづくり」とは、人と人との繋がりが希薄化している現代社会において、様々な要因を抱えているにもかかわらず、相談する人がいない、相談する術を知らない、あるいは相談することが恥ずかしいや煩わしいなどで、自ら救いの声を上げることなく孤立しがちな生活になっている人や世帯について、周囲の人々が小さなサインを見過ごすことなく、何か違和感や異変に気付いた時点で町等へ知らせることで、早期に対応に着手するきっかけとし、決して孤立させることがないように、そして町等の必要な支援等をとおして全ての町民がかけがえのない個人として命を守られ、尊重される篠栗町の社会をつくって行くことをいいます。

様々な要因には、高齢であること、障がいがあること、ひきこもり、虐待、いじめ、育児や介護疲れ、過労や心労、失業、生活困窮、一人暮らし、外国人で言葉が通じない等があると考えます。

○第2号関係

「住民」とは、篠栗町内に在住する人、篠栗町外から篠栗町内へ通勤又は通学する人をいいます。

篠栗町内に在住する人以外にも、町内で人と接する機会のある人も「町民の命を守るささぐりづくり」の主体としています。

○第3号関係

「活動団体」とは、篠栗町内において地縁又は目的によって組織し、公益性のある活動を行う団体をいいます。

具体的には、各行政区や各組合、篠栗小校区づくり実行委員会、せとっ子を育てる会、北勢門校区地域づくり協議会、スポーツ協会、文化協会、青少年指導員会、各区子ども会育成会、各区老人クラブ、青年団、篠栗町要保護児童対策地域協議会、篠栗町いじめ問題対策連絡協議会、篠栗町地域学校協働本部、篠栗町地域包括ケア推進協議会、篠栗町青少年健全育成推進協議会などです。

○第4号関係

「事業者」とは、篠栗町内において営利を目的として事業を行う法人その他の者をいいます。

具体的には、小売り、飲食、宿泊、運送、宅配、配達、工事請負、委託、派遣などの業務を行っている者（従業員も含む。）をいいます。

○第5号関係

「町」とは、町の執行機関をいいます。

議決機関である議会を除き、町長、町長の補助機関である町職員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などです。

○第6号関係

「協働」とは、住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に協力することをいいます。

本条第1号から第5号までに規定するそれぞれのものが、第5条から第11条までに定めるそれぞれの役割と責務を自覚した上で、個人情報の保護には万全の配慮を行いながら、相互に協力し合うことです。

(この条例の位置付け)

第3条 この条例は、「町民の命を守るささぐりづくり」の基本を定めるものであるから、この条例の趣旨を最大限に尊重して「町民の命を守るささぐりづくり」を進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

【考え方】

この条例の位置付けを定めるもので、この条例は「町民の命を守るささぐりづくり」の基本を定めるものであるから、この条例の趣旨を最大限に尊重して「町民の命を守るささぐりづくり」を進めること、そして、他の条例や規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例との整合を図るものとするものとします。

(協働の原則)

第4条 「町民の命を守るささぐりづくり」は、住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの役割と責務を認識し、協働して行うものとします。

【考え方】

「町民の命を守るささぐりづくり」は、住民、活動団体、事業者、議会及び町がそれぞれの

役割や責務を認識し、協働して行うことを原則とするものです。

(住民の役割と責務)

第5条 住民は、「町民の命を守るささぐりづくり」の主体であることを自覚し、何らかの支援が必要と思われる者を覚知したとき又は自らが支援を必要とするときは、直ちに町にその旨を連絡するよう努めるものとします。

【考え方】

「町民の命を守るささぐりづくり」のため、住民自ら行動することの必要性を認識することが大切です。そして、何らかの支援が必要と思われる方を発見したときや自分自身が支援を必要とするときは、ためらうことなく、すぐに町へ連絡するように努めることを求めているものです。

例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条において要保護児童を発見した者は市町村等の関係機関に通告しなければならない旨が規定されているほか、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）においても、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村等の関係機関に通告しなければならないこととされています。また、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条において、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は市町村に通報しなければならない旨が規定されていますし、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第7条において、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない旨が規定されています。

これらの場合において、通告・通報を受けた側も通告した者を特定させる情報を漏らしてはならないとされています。このように、法律において支援を求めている方を守るための通告・通報も義務付けられていますので、通告・通報は躊躇せずに行うことが肝要です。

(未成年者の役割と責務)

第6条 18歳未満の未成年者は、次世代の担い手として「町民の命を守るささぐりづくり」に関心を持ち、それぞれの年齢にふさわしい理解と行動をするよう努めるものとします。

【考え方】

「町民の命を守るまちづくり」は、大人たちだけが保護的に取り組むというものではありません。命を守る対象は全世代の人たちであり、当然に未成年者を含めた関わりもあります。18歳未満の未成年者であっても、自身のまわりにいる人たちに関心を持ち、孤立しがちな人たちは身近にいることを理解し、認識した上で行動するよう、そしてそれらが各々の年齢に相応しいレベルで行われるよう努めることを求めています。

(活動団体の役割と責務)

第7条 活動団体は、「町民の命を守るささぐりづくり」の重要な担い手としての役割を認識し、自らが地域や目的のために主体的に活動するとともに、住民や町と協働して「町民の命を守るささぐりづくり」を推進するよう努めるものとします。

【考え方】

第2条第3号に規定する活動団体それぞれが「町民の命を守るささぐりづくり」を行うことの重要性を認識し、活動団体自身が地域やその目的のために主体的に活動するとともに、「町民の命を守るためのささぐりづくり」を推進するために住民や町と互いに連携し合うことを求めています。

それぞれの活動団体単独では限界があってできなかったことも、事案に応じて様々な活動団体等が協働することで、より発展した支援等が行えるようになることが期待されます。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、公益的活動の意義を認識し、自発的に「町民の命を守るささぐりづくり」の推進に貢献するよう努めるものとします。

【考え方】

住民と同様に、事業者についても地域社会の一員として、「町民の命を守るささぐりづくり」の推進に協力し、努めていただきたいことを求めています。

事業者でこそわかる視点を活用し、孤立しがちな人や世帯に気付いて連絡していただくだけでなく、事業所で働く方に対しても本条例の目的を踏まえた対応をとっていただくことを求めています。

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、議決機関であるとともに町に対する監視機関であることを認識し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、住民の信託に応え、住民の福祉の増進に努めます。

【考え方】

町民から選挙によって選ばれた町議会議員で構成される議会は、行政監視機能を有しています。町が行う施策に対し、「町民の命を守るささぐりづくり」に適したものとなっているかを監視し、町民の代表として期待に応え、住民の福祉の増進に向けた活動に努めるものとしているものです。

(町長の役割と責務)

第10条 町長は、町の最高責任者として統率力及び指導力を発揮し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、必要な施策を推進します。

【考え方】

町長は、地方自治法における執行機関の長として、町を統括し、これを代表することとなっています。町の最高責任者として、町長自らが先頭に立ち、決意をもって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向けて取り組むことを宣言しているものです。

(町職員の役割と責務)

第11条 町職員は、全体の奉仕者として住民、活動団体、事業者等との信頼関係づくりに努め、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現に向け、誠実に職務を遂行します。

【考え方】

地方公務員法において、職員は「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあつては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。「町民の命を守るささぐりづくり」の実現のため、住民、活動団体、事業者等との関係構築を行う

ことは必要不可欠だと考えられます。住民であると同時に、篠栗町の職員であることを認識し、誠実に職務を行うことを宣言しているものです。